

前回に詳説したように、明保二十年に公約を成立を観た、京都紅花回転捨四軒の、その後に分する勝手我孫子行馬に對し、元文五年から寛保に亘りかけたの大訴訟を越し、漸くにして回主最上百姓人の勝訴となりたのであつた。その結果、紅花苗は以前のように紅屋古く廻しておき、回取のいじつこじま、回屋において賣人買人相互のいじめじ決定するいじつこじまのもの、水の回回転側の不法も行われる余地がなく、總て明白の中に売買が行われることとなつた。たゞなほ。

然し飽くまじも組織と經濟の力を持ち、商才と命術の競争に處せられた紅花回転仲間は、回主最上の商人の勝訴にはかゝらず従つてひそむくなるつた。彼等はその後密かに相談しつゝ、紅屋古くは附花苗最も運わざ、回転における勝手に回利をするところの競争を度えなかつた。商人代表たる先約に従つて毎日回転古に引合ひのけだとも、彼等が紅屋とひづりの計略を結んだもの、紅屋側も一向直々をしなじじごりの相撲じ、自然と売買が成らしないために、商人側が却つて苦境に陥るとこり結構になつてしまひた。そのための間に直角のいじも顕下をしなければならぬことこのう缺點ひじて回転に困つた。

紅花の売扱仕切方に記載された金を領收する場合、売先の紅染屋との間にあたる即一回係り、掛し損益があつても異議を申立てることこのうれや、商人から回転に入れなき時こゝまで、その売扱代金を支拂わざことこのう迷走を強行する風も見えていたが、廻保の解事頭からすれば、回転の格式として認めざたことあるあるが、遠國から罷つてひづる商人のいじめあるさう、いじめの無理難題をも正むと傳ず了承し、一札を差出した上、所要の金子を譲り受け、漸く帰国するところの実情も起きて来た。

直段の決定は、回転において賣人買人相互とこのうことにまつたが、次の後十四軒の回転井戸、

売先も直政も商人共は「お知りあらず、荷物は荷印せし延経をかねて見えておりん」、腰袋物同様の其運びをすらむにてもなつてゐた。

安曇院毎五回に向屋に送つた紅花の直取が、法外の不直にひけられたのじ、「冠荷物を返して貰ふのみに歩歩した。終し向屋側はぐれに応じなごのじ訴訟を起したところ、向屋側は「荷物向程ニ若付候回、代金二面相渡由慶由奉申上候。其節御公儀様江戸行書上候直取」と、商人共は「荷物向程ニ若割余り高直ニ書上仕廻」という態度であつたが、奉行所の方では「売先売生被取候証拠由田ニ御座候故、商人共直敷了簡致、内々二面相対せ仕様」と、商人側に申渡しつづる。しかし荷主共が遂に上京遠留しつづるに拘らず、相対も致らず、勝手我恣にて取扱へ者が出で未だといひとて、千石越わしの航行と並んでいた。

また同じ安曇院年の秋に、向屋共から江戸へ売渡した紅花につきは、商人共の「一回通知をこなごのじ、商人寄合の廻所に向屋を呼寄せ、新花売附の有無を尋ねた所、紅屋から直附が無ことから、少しも売附けてなごとの直答にあつた。そこでまことに即ち申渡して置かがなじと申した所、そこで座り向屋行司の前へ立つて、「紅屋江三四詔駄ハ売附候。凡儀商人中へ不申達不届え儀再三御説」されるとこつて申つた。それで事半功倍になつたが、向屋洪は後所に坐してどうぞ申訳をしてごるものやう、我々へとまづお詫びの意を傳來した点がある。

数え末れば、向屋側の不法行為は「一回通知をこなごのじの直附煩、六回連続で見られた向屋側の態度であつた。奉行所として、いろいろ不法行為を知らぬことはなかつたらうが、當時幕府財政の窮屈の対象として、運上金や運賃金どころのもので、向屋から徵集してこたのも、いろいろ不法に対するものでも、しかも四ヶ年と續つるものも多かつたものである。いろいろ向屋の勝手な口に賣却した商人たちが、宝慶院毎五回に又々次のよう文類書め奉

所に提出する所以至り。

乍恐以書付御願奉申上候御事

一、羽州最上御代官所百姓頗惣名代私共上京仕御願奉申上候趣旨者、紅花青苧之儀士地相應之作付と申、殊ニ六月二至候而ハ夫食一切無御座、困窮之百姓至極難儀之時節紅花出来賣賣仕候而、會前後造ハ漸々渡世仕候所、近手京都紅花向屋拾四軒ニ相定候以後、紅花取捌悪敷商人共損金仕、紅花商相止候商人数多御座候ニ付、自然ノ摘出之紅花も直取以外下直仕、郡中一統之難儀ニ罷成至極迷惑仕候。以前紅花売付之儀、京着之分九拾丹頃ニハ過半売付、商人共相仕廻罷下候故、畠方仕付之実取、万物共ニ商人進ミ直取宜敷賣取候固、從御公儀様被爲仰付候御手貢金納御觸出之御日限無違滞御上納仕候所、近手京都向屋拾四軒之仲向売口不分明之呂多ク、紅花荷物年内金子ニ相成不申候様ニ罷成、商人共損金仕、其上永々遅留仕、諸箱用多分ニ相掛リ候儀、商人無手廻故、百姓共仕付之作物等下直ニ壳扱候故、御手貢上納金不足ニ相成、年毎指賦^(ヤマ)リに迷惑仕候。畢竟以前と違、同屋拾四軒之仕業不宜存候。子細ハ紅染屋若江売渡候紅花直取ハ高直ニ而、商人若江相渡候売仕切直段ハ甚下直ニ而、多分相違有之由承知仕、然ハ向屋中口銘之外過分ニ売生取之候故、取メリ無之故、宜敷直段も出兼、売手売先之向柄相掠×候固、はかく敷賣も無之故、年中之金子ニ相成不申、商人ハ不及申、郡中之百姓一統之詰リニ罷成迷惑仕候。依之右之段御願奉申上度、數年申合居候得共、遠國之儀、尚又御公儀様御苦勞之筋奉申上候儀恐多ク奉存、差控罷在候得共、同屋中亦増之我終相募り候故、無期奉願上候。

ヒ、ヒ、数年未雨び募つて未だ同屋共の不当取引によつて生ずる損害は、大切在御年貢金納まで、日

領内にて完納の出来ない様な困難に陥らせたためてその他の産業まで自然と不振になることの原因を述
べ、

次に前記のようなく不当の実例を数ヶ條に亘り具体的に列挙し結論として
右申上通毛頭相違之儀少も御訴不由上候。弥百姓中御願之通商人共も一烈仕候畢竟向屋致
方年重不分明有之ニ付此度奉願上候儀ハ紅花売賣口銭ハ不反申商人共も一烈仕候向屋共
ヘ相渡シ売先紅花荷物紅花向屋双方売賣直取私共江通達仕附花荷物紅屋向屋之会見仕由
慶奉存候依之右之趣紅屋向屋江被鳥印付被下置候様ニ奉願上候。也候ハ拙者共紅花売賣場所
相立於其場ニ紅屋荷主向屋之会候ハ、売買明白ニ御座候向御懸悲之以御貞處右之趣被鳥
面詫御赦免被成不候ハノ一統之御救ノ難有可奉存候以上

羽州村山郡尾花沢御役所附谷地村

總百姓名代又兵工

羽州村山郡寒河江御役所附今世村

總百姓名代義兵工

嘉慶二年四月

御奉行印牒

右奉願上候通被鳥印付被下置ハノ難有奉存候以上

羽州村山郡高畠御役所附石川村

名主金兵

組頭

同

百姓代

市権六兵平郎工工

同七郎兵工

「一九二八年六月、回転が売買する画廊の場所を新しくして、商人百姓共の譲り受け、八月に開業、八月三十日には、日本橋花輪町の三者、即ちの上、直次と通じて開業した。」

荒町村石川藤右エ門殿、西姓申回御惣事。此建物難堪、一書致啓上候。新春之御慶賀千里同風可有口口曰出慶申納候。先以御画人無御別條御越早可被成之奉存上候。拙者共無猶勉體在候。可被口御口。然ハ紅花一件御願之儀、去六日中占未段々追訴被成候處、右之儀ニ關口無口御氣乞盡千石二奉存候。依之郡中百姓聽遠代、藤右エ門爲差舉申候向、尚又追訴被差上可然哉ニ候。尤是追之通ニ而不事咨儀被存候ハ、願不口御才リ可被財候。此上ハ又江戸表御願ニ水又八江戸表御添翰申請候而、御願申上候ニ或共、手書御願可申上候。承之御西人之内御表人御下り、其御表呂々可被仰面。百姓弓矢去年出表弓不回數、殊ニ以青米多、難御迴米ニ既、

越金納願差出置候ニカ、打続干損様之儀ニ而ハ、別而紅花乍仕付垂作之口奉存候得共、尚又此慶
之御願之儀難打捨奉存候。去年中京都紅花之直取等相應之儀ハ、此慶費様乃爲總代、紅花一件御
願差上置候故之儀也、皆々奉存候故、百姓心掛強御座候向、御工面之上御志人御下リ御相談可被
成候。夫共御手相口候御答ハ決而被成同敷候言文以跡々ニ御願之筋御懸置御尤ニ候。

一、拵同宿も當正月出立、右願二付嘉兵工・伊右工内始登候。是ハ於江戸表ニ御添狀御代官より申請相
願候續リニ而罷登由候。併御代官より御添書ハ決而出未申向敷候。其子細石当國之儀ハ四代官所ニ
御座候所、履花況・長瀬・漆山先達而貴様方願書阿差上置候所、向れ共右願之趣不申上内、又候
添書と申儀出来向敷推量仕候事口候得ハ、ケ様成儀共御座候向、向ニも御志人御下リ、兼御相談
之上、別段手立仕候ハハ可然様奉存候。正操事御願略相懸之内ハ、御志人御留り否御挨拶ニ口上
可然様奉存候。

一、無申述候傳共、口上講等無御密候様御氣付御尤ニ候。諸事之儀藤右工内殿候と申述遣候。恐惶謹

時

二月八日

西進方總代

久 兵 工 殿

正 桐 善 右 工 内
植 松 伝 兵 工

同

儀 兵 工 殿

この書状の差出人片桐善左工内は漆山、植松伝兵工は新町村のものであるが、上京中の百姓總代は
谷地、前出願書に奥書きしている者は石川村の村役人衆、それに拵同宿も加つてゐるし、履花況・長瀬

總・漆山の代官は添状を出ししこるところの、最上全域に亘る百姓の強ご煙草であった。然し二の結果はどうなつたか、今の所資料が見つかつてございのは残念である。たゞその後の資料においても、紅花売買場所を最上の商人や百姓の手によつて、新たに設置されたところとぞ見えこしない所から判断すれば、二の訴願は不徹底に終つたものである。

それで、漆山の半を工口、谷井の久兵口・廻之間等が主体となり、密かに大坂の向屋と結託して、別に大坂に紅花向屋を開き、紅花荷物は大坂の向屋に送りて売買する仕法を考えた。次の一札は宝暦五年のもので、当時の契約内容を示しておるものである。

一札之事

一拙者儀、於当地最上紅花向屋相三慶面、御國許ニ申遣候處ニ、早速貴殿御聲被成下及相談、商仕法書付最上商人衆中江指下シ由候。勿論御登被成候荷物払方々儀ハ、京都直取ノ如ク、相應ニ相 払可申候。

定

一藏敷売口銭共 銀高ニ付六分口銭

此外一切掛け物無御座候。尤仕切表売先名前書付可申候。

一前銀利定ノ儀ハ、正月ヨリ九月迄ノ儀ハ月一分三厘、十月ヨリ極月迄ハ月一分五厘。

一御荷物・儀ハ、大坂着次第代物代金相應ニ内爲可仕候。尤其時ノ相庭次第御払被成候ハト、早速仕切代金拙者弓ヨリ指出可申候。

右書付は法之通相違有之候ハト、何様ニモ可被御付候。
為其一札仍テ如件。

上野御殿の口

羽州村山郡添山

半左右門殿

谷地

久兵工頭

今

助助殿

谷地

「谷地町志」によれば、「元を聞いたる向屋も一驚に譲し、忽ち尔談を申込み遂に罷代せり。」とあり、京都側の具体的な態度変更の状況は不明であるが、「是に至り漸く積田の弊因を一朝はつて解つてある。

この紅花売賣場所の設置は、売買の状況を明白にするため、最上百姓商人として何としても欲しき所じあつたのじ、それまじの中向屋として、大坂に向屋を開じて一応京都向屋の勢力を抑えたのじあるが、数年を経ても未だここでの運動が続けられていたものである。即ち今年の三月、荒町村の百姓二戸主が奉行所に差出した願書の大意を聞くと、

「者久忍耳一室齋ヒ年一の春ニ、惣百姓名だとして、京都大坂の二ヶ所ニ、紅花賣場所設置所を願出たものじあるが、慥か妄論據がないといふ理由で却下されたが、「先前より向屋共不法成仕形之儀其時々京都町御奉行様江御面申上候因安畫入御覽申上慶」とと思ひ。

「向屋拾四軒に指定されこれから、百姓一統の難儀がひどくなつたのじ、町奉行に二れ返も數度に亘り願出たが、田舎町の由立が本を分こむつたのじ、只今じは新規の御願の様に扱われてゐる。

実は「向屋正道の取計」にて、「口銭並田舎費は不唯これにあらざるが、」「口銭以外、値遣ひ夥敷引取候様相見申しそうことは困る。」

「走願ご申上げたことは、」「京都大坂ニ而紅花売場所被爲仰付候ハレ、御算加貳千俵ツヽ年々差上」「ばるどづること、また「紅花苟^リ之相對直組仕候ハメ、國々紅花善惡相應之代金ニ壳渡し、百姓一統御救ニ相成可申」とこうことであつた。然し奉行所の指示は遺憾ながら、「向屋御濱シ難被或」とついても却下になつた。

と、これ迄の運動とその結果につれて、以上の様なことを述べ、次に新たな願の点を二つだけ書上げておき。

「新向屋拾四軒之内、數年向屋職相休居候もの御座候間、近頃恐多御儀ニ御座候得ハ、右休ミ株賣軒御賣ひ被遊、私共芳江被爲仰付被下置慶奉願上候。右候ハレ、右場所にあるて、新向屋是迄乏仕牌相止、紅染屋誰看江向印之花代金句程に請取、口銭句程引取候段、明白之仕切書指田舎候仕度、金主相類売屬仕候得ハ、羽州之百姓甚済ひニ相成申御事ニ御座候。聊余國より出荷仕候紅花江ハ、敢而貪着^(マ)不仕候儀ニ御座候ハレ、殊り向屋江之指掌リニも相成申間敷様ニ奉存候。依ニ連年之内紅花悪作ニ而駄荷無数年ハ、右場所諸雜用まけ仕候儀御座候間、大坂ニ而も売賣場所走軒被爲仰付被下置慶御願申上候。然ル上ハ羽州表ニ而悪作仕候而も、西国表より出荷有之候得ハ、西持命取続永々相勤、惣百姓之諸役銭金納等之手繰り宣敷相成候様仕度奉候御事。」

「京都大坂兩所之紅花売賣場所御免被爲成下候ハレ、馬寅加^ト紅花志駄ニ付米充遠シ^ム之積リ、其毎年駄敷ニ處し御上納仕度候。紅花と直相對ニ付、明白之取斗之國々江も相應へ、苟且百姓附添靈庄館ニも不申、前年紅理^リ國々江金子持參仕、相調候時動同前ニ付^シ可申と奉存候御事。」

魚シ羽州納米志駄ニ付三斗七升入、相場拾ヶ年之内平均金納候御定奉願上候御事。」

以上によれば、京都の向屋株の休んでゐるもの一ヶ所と、新たに大坂に一ヶ所、計二ヶ所の向屋をいたゞけるなら、そこを紅花売賣場所として、明白な仕切書を指出し、百姓商人の損にならぬよう取計うのみならず、實加金として、先願では米貢千俵としたが、改めて紅花壹駄につき米壹俵の割で實加金を差上げるというのである。こういう方法をとれば、紅花苟て送る場合にも、苟主や百姓がわざわざ荷物に附添つて京都まで罷出する必要もなし、向屋新設以前、紅屋の者共が勝手に国元に出向じて、直接売賣した時と向うの通りもなく、自然と百姓の済いとなることが明かである。従つて、百姓の諸役銭や金納等、貢納關係も順調になると、条理たてした願意を述べ、最後に結語として次のように書上げてゐる。

右申上候向屋株、京大坂ニ而貰拾軒御許容之儀、向分奉願上候。仰付被下置候上、右貰ケ所売賣場所、紅染屋共江御觸流之儀、追而御願申上慶候。私共儀又之願出候儀、國元ニ而も願人ニ相成候儀辭退仕候得共、惣百姓之内當時飢渴ニおよび候様之ものハ、今日之渡世ニ己而拘り、願望も無御座、永久固ミ之衰微ニ負着不仕候。猶又京都新向屋共之仕法不埒之儀、遂一承知之ものも無數故、無惣愚盲不弁之私共再願御出訴仕候。先年ハ九十月ニハ紅花荷物不残売扱罷下リ、其金子ヲ以雖敷たはニシテ類商人買入候ニ付、諸色金子之通用能、小物金納等ニ手回無之候処、近年ハ向屋方仕廢之不圓敷ニ、おのづから不捌ニ相成、翌春賣造も持越し、一國之金子不足ゆヘ、売物下直ニ而、金子之手配リ指向、御支配的御代官様方江金納諸役銭御手厚(薄?)ニ相成甚難波仕候。元未紅花之儀ハ土地ニ施し候產物、殊ニ表作と霜作之間ニ取入、賣諸役銭金納夫食迄ニ相成リ、右荷物ニ仕立候迄ハ、人歩多分相懸リ候ゆヘ、紅花作不仕諸人迄友稼キニ相成申候。御惣懸之上願之通被焉仰付被下置候ハ、生々世々惣百姓大之御救ニ相成候取、向程か御慈悲難有可奉在候。以上

宝曆十年夏三日

御代官社元郎左エ門様御支配

羽州村山郡荒町村面連

仁井口

御奉行所様

この地方の體業経営は、實況を獨創の常として、非常で後進的であつたことはまことに。田石の収益が少かつたゝむなしに一毛作の場所があつて、田石に麦等を植えるところには全然無かつた。この収入の不足を補うための商人作物として、紅花や青苧が發達したのであるが、この兩作物とも特に上畠に限られ、これ又一作ごとの作物であつた。しかし米の不足を補つて、諸役錢や金納に大きな役割を持つてしたものだけに、紅花や青苧の収入が減少するごとに、羽州農民の生活文獻も強くおひやかすものがあつた。宝曆と年四月、漆山代官平岡彦兵の書いた覺書の一節に、「羽州ニ儀一統石盛三拾貫より斗代御座候得共、御取箇関東ニ見合ニ而ハ、匣附貯シ前後ニ而釣合可申處、多分四ノ五ノ之壓附ニ而甚高免相見候ニ付、私初而廻村仕候節迄、士地内税等ニ様子換地繩引等適正を耐見合候得共、世面差而相應儀も無シ、殊寒固ニ而右村々ニ儀ハ、同圃中ニ而も多分田形ニ而秋より雪降積、春仕付難儀成田石一毛作之場所ニ御座候。」とあるが、代官直承も御つてゐる所以に、租稅の率だけを書いてみた処で、関東方面の実收等と比較して、二公八足位なら適当な率であったのにも拘らず、大体は四公六足から五公五足という高率になつてゐる。農家の生計が困窮であるのは論文待たれていた。それによると、一度、五年に一度の令書にて作に見舞われるのが普通であった。これが区域を管理して来た半官代官は、その覚書にて「六拾五ヶ石、拾貫タガハ里石ニ而、紅花青苧等少々泡、依之御手貰候べば哈ニモ罷候候。」と記してゐるが、向とか農民の生活を支えていたものが紅花や青苧をもつたのである。明和九年に各村名主から提出した「紅花売潤世詔前設置反対書」の

中止、」伊勢の織物業者ハ雪國ニシテ、烟司一作ニ而國體仕舞御ノモ、紅花斗リニ而斬～取続體仕、別而紅花之幾ハ龜井一酒生ミ不圖庚酉、隨分土地宜敷御高麗之烟地江仕付、紅花一色ニ貼財衣以禮造節年齋無繩御上納仕末、百姓遠送中綱御々トであるが、紅花の躰貌経済乃及行賄に至りて、身代、耳代江戸に於て行はる事に於て、或大内中向精記「紅花清潤場所」新設の願意せ、織する事の紅花の收入を、回復とづけの事に於て、取組、取組されも不法な手段を以て行われ、百姓の耕收入を減少したつゝ、遺団體とづびの内四ヶ所、西人、西人の身代が立たぬく安つたりして弱じ者の殺害だ、向かして皆にうする所にておつてある。